

財団法人 岡山県郷土文化財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人岡山県郷土文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、岡山県下に所在する優れた自然や文化的遺産の保護・保存及び管理とその利用の促進を図るとともに、伝統に根ざした地域文化の創造を行うことにより「うるおい」と「やすらぎ」のある郷土づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 優れた文化的遺産、自然景勝地、保護すべき動植物の生息地等（以下「文化財等」という。）の取得及び保護活用
- (2) 文化財等に係る講演会、鑑賞会、探勝会等の開催、関係資料の収集、保存及び公開並びに会誌等の発刊等による文化財等に係る知識の普及啓発
- (3) 文化財等に関する調査研究並びに情報の収集及び提供
- (4) 文化財等の保護事業に対する助成
- (5) 公共施設等の管理、地域の自然、文化財等の現況調査等の受託事業
- (6) 自然、文化財保護少年団等ボランティア団体の育成
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入

- (4) 補助交付金
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) 寄附金品
 - (7) 設立後取得した財産
 - (8) その他の収入
- (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を経て、毎会計年度開始前に主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後2

ヶ月以内に主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第7条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員の種類)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事（理事長、副理事長、常務理事を含む。） 5名以上12名以内
- (5) 監事 3名

(役員を選任及び報酬)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 副理事長及び常務理事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
- 5 常勤の役員については、理事会の議決により報酬及び手当を支払うことができる。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、事務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ指名した順位により、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、法人の常務を処理する。
- 4 理事長と法人との利益が相反する事項については、理事長があらかじめ指名した副理事

長がこの法人を代表する。

5 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査する。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求すること。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(評議員)

第20条 この法人に、評議員20名以上25名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為で定める義務を掌る。

4 第18条及び第19条の規定は、評議員に準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務に関し助言を行う。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するため必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

第5章 会議

(種別)

第23条 会議は、理事会及び評議員会とする。

- 2 理事会は、理事をもって、評議員会は、評議員をもって構成する。

(招集)

第24条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面によって、理事会の招集の請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 評議員現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面によって評議員会の招集の請求があったときは、理事長は、その請求のあった日から10日以内に評議員会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項等)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の運営に関し、重要な事項を議決する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに必要に応じて財団の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。
- 3 理事会において、次の事項を議決する場合には、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
 - (3) 基本財産の処分に関すること。
 - (4) 長期借入金の承認に関すること。
 - (5) 第3号及び前号に定めるものを除くほか、予算外の義務負担及び権利の放棄に関すること。
 - (6) 寄附行為の変更に関すること。
 - (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長とする。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席評議員のうちから互選してこれを定める。

(会議の定足数)

第27条 会議は、理事現在数又は評議員現在数の各々の3分の2以上の者が出席しなければ開催することができない。

(表 決)

第28条 会議の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事又は評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合においては前2条の規定の運用については、出席したものとみなす。

2 前項の規定による書面表決又は表決の委任による出席は、会議の定足数の半数を超えることができない。

3 理事長は、急を要する事項又は軽易な事項について書面をもって可否を求め、理事会又は評議員会の議決に代えることができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、次の事項を記載のうえ、議長及び議長が指名した出席理事又は出席評議員2名が署名押印するものとする。

(1) 会議開会の日時及び場所

(2) 理事又は評議員の現在数

(3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名（書面による表決者及び委任による表決者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過概要及びその結果

第6章 会 員

(会 員)

第31条 この法人において、次の者を会員とする。

(1) 普通会员

別に定める会費を支払った者

(2) 奉仕会員

この法人の主催する事業に、別に定める日数以上奉仕し、理事長が特に適当と認めた者

(3) 賛助会員

この法人の設立に貢献した者及びこの法人に多額の寄附又は寄贈をした者で、理事長が適当と認めた者

2 会員は、別に定めるところにより、この法人の主催する行事等に参加できる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第33条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散のとき存する残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

(1) 寄附行為

(2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

(3) 予算書、会計帳簿及び計算書類（収支計算書、貸借対照表及び財産目録をいう。）

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 処務日誌

(6) 官公署往復書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第3号の書類及び帳簿は10年以上、第4号の書類は永年、第5号及び第6号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、法人の設立許可のあった日から、昭和55年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項から第3項まで及び第20条第2項の規定にかかわらず、別添名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項（第20条第4項において準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、役員にあっては昭和56年3月31日まで、評議員にあっては昭和57年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初における初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条前段の規定にかかわらず、別添事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 5 当分の間、第15条の規定にかかわらず、常務理事は置かないことができる。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（昭和60年7月2日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日（平成18年2月22日）から施行する。